



# クリニックニュース

発行: MMPG 医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者: (株)〇〇経営センター 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-1-1 〇〇ビル1F TEL. 000-000-0000

## 次期改定、物価高騰、患者負担等への影響を踏まえて対応

《政府・経済財政諮問会議》

政府は6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太の方針2023) (以下、方針)を経済財政諮問会議の答申を経て、閣議決定した。

方針は、▼マクロ経済運営の基本的考え方、▼新しい資本主義の加速、▼我が国を取り巻く環境変化への対応、▼中長期の経済財政運営、▼当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方 ―の5つの柱で構成されている。社会保障に関しては、主に中長期の経済財政運営に盛り込まれ、「持続可能な社会保障制度の構築」を目指すべく、日本が本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える歴史的転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、目指すべき将来の方向として、「少子化・人口減少」への流れを変えるとともに、分厚い中間層を形成し、これからも続く「超高齢社会」に備えて持続可能な社会保障制度を構築する必要性を強調。また、「少子化対策・こども政策の抜本強化」に基づく対策を着実に推進し、現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現していくためには、医療・介護等の不断の変革による、ワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制することが極めて重要であると示し、このためすべての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障の実現に向けて、改革の工程の具体化を進めていくとした。

医療・介護サービスの提供体制については、今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応し、限りある資源を有効に活用しながら質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保する観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した改革を早期に進める必要があると説明。具体的には、1人当たり医療費の地域差半減に向けて、都道府県が地域の実情に応じて地域差がある医療への対応などの医療費適正化に取り組み、引き続き都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進するとともに、▼都道府県のガバナンス強化、▼かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実効性を伴う着実な推進、▼地域医療連携推進法人制度の有効活用、▼地域で安全に分娩できる周産期医療の確保、▼ドクターヘリの推進、▼救急医療体制の確保、▼訪問看護の推進、▼医療法人等の経営情報に関する全国的なデータベースの構築 ――を図るとした。また、実効性のある医師偏在対策、医療専門職のタスク・シフト/シェア、薬局薬剤師の対人業務の充実、対物業務の効率化、地域における他職種との連携等の推進等を示した。

医療DXの推進に向けた取組については、医療DX推進本部において策定した工程表に基づき、必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現するとし、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組を進め、2024年秋に健康保険証を廃止。レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」の創設及び電子カルテ情報の標準化を進めるとともに、PHRとして本人が検査結

果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みの整備等の方向性を提示した。

また、次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な対応を行うと言及。方針における「令和6年度予算編成に向けた考え方」を踏まえつつ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、当面直面する地域包括ケアシステムの更なる推進のための医療・介護・障害サービスの連携等の課題とともに、以上に掲げた医療・介護分野の課題について効果的・効率的に対応する観点から検討を行うと明記した。

## 医療機関のサイバーセキュリティ対策、チェックリスト等公表

《厚生労働省》

厚生労働省は6月9日、医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官から各関連団体等に向け、「『医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト』及び『医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～』」について、通知を発出した。これは、医療機関のサイバーセキュリティ対策について、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年3月10日付け産情発0310第2号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知）において「安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知」と示されていたものを受けたもの。通知の別添資料で、チェックリストとマニュアルが示された。

チェックリストは、第16回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループにて議論された内容に基づき作成され、医療機関確認用と事業者確認用がある。医療機関確認用は、医療情報システムを導入、運用している医療機関において、2023年度中もしくは2024年度中の達成に向けて取り組むよう求められ、チェック項目は、▼体制構築、▼医療情報システムの管理・運用、▼インシデント発生に備えた対応 — の3カテゴリー。医療機関確認用の「医療情報システムの管理・運用」においては、▼医療情報システム全般、▼サーバー、▼ネットワーク機器、▼端末PC — についての項目があり、例えば、「利用者の職種・担当業務別の情報区分ごとのアクセス利用権限を設定している」「退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している」といった項目がある。

マニュアルは、チェックリストの使い方やチェック項目の考え方、確認方法などの説明がまとめられている。例えば、チェックリストの項目「利用者の職種・担当業務別の情報区分ごとのアクセス利用権限を設定している」について、医療情報システムの利用権限は医療従事者の資格や医療機関内の権限規程に応じて設定することが重要とし、企画管理者は情報の種別、重要性と利用形態に応じて情報の区分管理を行い、その情報区分ごと、組織における利用者や利用者グループごとに利用権限を定め、利用者には付与したID等については、台帳を作成して一覧化することが望ましい、と説明。また、「退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントの削除」について、長期間使用されていない等の不要なIDは不正アクセスに利用されるリスクがあると説明し、速やかな削除を促している。

医療機関に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、厚労省は、医療機関において日頃からチェックリストを活用して対策を講じることは、サイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントによる患者の医療情報の流出や、不正な利用による被害の防止等につながると推奨している。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001105752.pdf>